

入札公告（入札説明書） 総合評価方式(試行)・電子入札対象案件

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙「入札公告（入札説明書） 総合評価方式(試行)・電子入札対象案件」を参照すること。

[illegible]

5. 担当部局	
〒541-0056	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課 TEL 06-7611-1223 FAX 06-7611-1234
6. 競争参加申請	
(1) 競争参加資格確認申請書等の提出期間	
令和7年6月11日(水) から 令和7年6月25日(水) までの 10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。	
(2) 提出場所	5. に同じ
(3) 提出方法	電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等（書留郵便と同等のものに限る。）によること。ファックスによるものは受け付けない。郵送等の場合は提出期間中に必着のこと。ただし郵送等の場合に限り、提出期限日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）
(4) 競争参加資格確認申請書等は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。 日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>競争参加申請時に提出する様式 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html	
7. 入札に必要な図面等の交付	
(1) 担当部局	5. に同じ ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。） 電話番号 0570-021-777
(2) 期 間	令和7年6月11日(水) から 令和7年6月25日(水) （土曜日、日曜日及び祝日を除く、6時00分から23時00分まで。）
(3) 交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。URLは下記のとおり。 ただし、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。 https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600 パスワード: 入札情報公開システムに記載のとおり
(4) 関連情報を入手するための照会窓口	5. に同じ
8. 入札公告（入札説明書）に対する質問	
(1) この入札公告（入札説明書）に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。	
① 提出期間	令和7年6月12日(木) から 令和7年7月9日(水) 16時00分まで。 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。
② 提出方法	原則として電子メールで提出すること（押印不要）。送信する際の件名は質問書であることその他、業務委託名・会社名を記入すること。 例） 件名：【質問書】〇〇市実施設計業務委託（◇◇コンサルタント（株））
③ 提出場所	送付先メールアドレス：jskinki-keiyaku@jswa.go.jp ※上記アドレスは質問書提出以外のメールは受け付けない。 持参又は郵送等の場合は上記5に同じ。

	④ 提出様式	日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。 日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>質問（回答）書 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html	
(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。			
	① 期 間	令和7年6月12日(木) から 令和7年7月14日(月) まで。	
	② 場 所	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル 6 階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 掲示板	
9. 入札書提出期間及び開札の日時並びに入札書の提出方法 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、指定の書面により担当部局まで持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。			
(1) 入札書提出期間			
① 電子入札システムによる場合 令和7年7月9日(水) から 令和7年7月16日(水) までの 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。			
② 紙入札方式による場合 令和7年7月9日(水) から 令和7年7月16日(水) までの 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。			
(2) 提出場所		〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4 丁目1 番3 号 大阪御堂筋ビル 6 階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課 TEL 06-7611-1223 FAX 06-7611-1234	
(3) 開札日時		令和7年7月17日(木) 10時20分	
(4) 開札場所		〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル 6 階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 入札室	
10. 手続における交渉の有無		無	
11. 契約書作成の要否等		契約書案により、契約書を作成するものとする。	
12. 支払条件		前払金 有	業務委託料の 30 %以内
13. 火災保険付保の要否		否	
14. 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約（以下「関連契約」という。）を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無		有	
15. その他			
(1) 談合等不正行為があった場合の違約金等条項の有無		有	
① 損害賠償金の率		10.00 %	
② 遅延利息の率		2.50 %	
(2) 技術提案書における評価テーマ			
評価テーマ 1		再構築事業におけるコスト縮減に関する提案	
評価テーマ 2		ストックマネジメント計画と整合を図った耐震実施計画策定における留意事項に関する提案	

入札公告（入札説明書）_総合評価方式(試行)・電子入札対象案件

1. 競争参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達（平成6年達第8号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における令和7・8年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 同種業務の実績
過去10年間に、本委託業務で求める同種業務（ア及びイ）の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。
- (6) 保有する技術職員の状況
次のいずれにも該当しないこと。

① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするもの）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－下水道」とするもの）に限る。以下同じ。）の資格を有する者がいない場合。

② 本委託業務で求める必要職種（公募範囲の欄）ごとに、以下の要件を満たす技術者を1人以上保有していない場合。

ア 以下①及び②の要件を満たす者。

① 7年以上の実務経験（下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下同じ。）を有する。

② 過去3年間に3箇所以上の本委託業務で求める同種業務（ア及びイ（建築、機械及び電気の担当技術者にあってはイ））に関する実績を有する。

イ 建築の職種にあっては、前項アのほかに一級建築士の資格を有する。

(7) 当該業務の実施体制
次のいずれにも該当しないこと。

① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合。

ア ①又は②のいずれかの資格を有する者。

① 技術士

② RCCM（専門技術部門：下水道）

イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として本委託業務で求める同種業務（ア又はイ）の実績を有する。

ウ 手持ち業務（契約金額**1,000万円以上**の業務に限る。以下同じ。）が10件以下である。

エ 令和5年度に管理技術者として従事し完了した業務の業務成績で60点未満のものが無いこと。

② 本委託業務で求める必要職種（今回対象の欄）ごとに、別表に示した要件をすべて満たす担当技術者を配置できない場合。（但し、今回対象が無い場合には、公募範囲の欄に記載された職種とすること。）

	③ 本委託業務で求める必要職種（今回対象の欄）ごとに、以下の要件を満たす照査技術者を配置できない場合。（但し、今回対象が無い場合には、公募範囲の欄に記載された職種とすること。） <table border="1" data-bbox="296 170 1490 589"> <tr> <td data-bbox="296 170 719 360"> ア 職種が土木、機械及び電気の場合 ①又は②の要件を満たす者。 ① 技術士の資格を有する。 ② 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有する。 </td><td data-bbox="719 170 1490 360"></td></tr> <tr> <td data-bbox="296 360 719 589"> イ 職種が建築の場合 ①及び②の要件を満たす者。 ① 一級建築士の資格を有する。 ② 建築職として、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として1.5年以上の実務経験を有する。 </td><td data-bbox="719 360 1490 589"></td></tr> </table>	ア 職種が土木、機械及び電気の場合 ①又は②の要件を満たす者。 ① 技術士の資格を有する。 ② 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有する。		イ 職種が建築の場合 ①及び②の要件を満たす者。 ① 一級建築士の資格を有する。 ② 建築職として、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として1.5年以上の実務経験を有する。	
ア 職種が土木、機械及び電気の場合 ①又は②の要件を満たす者。 ① 技術士の資格を有する。 ② 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有する。					
イ 職種が建築の場合 ①及び②の要件を満たす者。 ① 一級建築士の資格を有する。 ② 建築職として、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として1.5年以上の実務経験を有する。					
	(8) 配置予定技術者の審査対象期間について 配置予定技術者が産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合の審査対象期間については、2.（1）に記載の様式ダウンロードページ内の「競争参加資格確認資料（別紙様式第6）記載上の留意事項」Ⅱ5⑤に記載のとおりとする。				
2.	競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料等および技術提案書の様式及び記載上の留意事項 (1) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料等および技術提案書は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。 日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>建設コンサルタント等業務の競争参加に係る様式 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html (2) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料等は、上記様式ダウンロードページ掲載の「競争参加資格確認資料（別紙様式第6）記載上の留意事項」に従い作成すること。 確認資料の右上に業務名と会社名を記載すること。 業務名は「奈良市耐震」とすること。 (3) 技術提案書は、上記様式ダウンロードページ掲載の「技術提案書（別紙様式第7）記載上の留意事項」に従い作成すること。 技術資料の右上に業務名を記載すること。 <u>（※会社名は記入しない）</u> 業務名は「奈良市耐震」とすること。 (4) 技術提案書における管理技術者の継続教育学習（CPD）の評価は、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績に対し評価点を与え、団体によって年間又は数年間の推奨単位を設定している場合は、そのいずれかが満足していれば評価する。なお、CPD単位の取得期間の最終日は、本業務の技術資料提出期限から過去1年以内のものを有効とし、その事項が証明されている「証明書」を提出すること。証明書の発行日は、本業務の技術資料提出期限から過去1年以内のものを有効とする。				
3.	競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料等および技術提案書の提出等 (1) 提出期間 入札公告（入札説明書）_総合評価方式（試行）・電子入札対象案件「6（1）」に同じ。 (2) 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送、託送によるものとし、ファックスによるものは受付けない。郵送（書留郵便に限る。）は提出期限日の前日（土曜日、日曜日及び祝日の場合はその前日）までの消印のものを有効とし、託送は書留郵便と同等のものに限り、提出期間中に必着のこととする。 電子入札システムにより提出する場合であって、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計ファイル容量が10MBを越える場合には、持参又は郵送等により提出するものとする。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載した電子ファイル（電子入札運用基準別紙様式4）を送信するものとする。				

- ・ 郵送/持参する旨の表示
- ・ 入札参加者名、担当者名及び連絡先電話番号
- ・ 郵送/持参する書類の目録
- ・ 郵送/持参する書類のページ数
- ・ 発送年月日

持参若しくは郵送等による場合の提出場所は、入札公告（入札説明書）_総合評価方式（試行）・電子入札対象案件「5」に同じ。

(3) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	拡張子がDOC又はDOCX
2	Microsoft Excel	拡張子がXLS又はXLSX
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（拡張性がPDF） 画像ファイル（拡張子がJPG又はGIF） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(4) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書は、返却しない。

(6) 提出された競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書は、本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

(7) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書に関する問い合わせ先
入札公告（入札説明書）_総合評価方式（試行）・電子入札対象案件「5」に同じ。

4. 競争参加資格の確認通知

(1) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書提出者のうち、当該業務について競争参加資格がありとされた者に対しては、競争参加確認通知書を電子入札システムにより通知する。

入札に当たっては、競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。（紙入札方式による場合）

(2) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書提出者のうち、当該業務について競争参加資格がありとされなかった者に対しては、有りとしなかった旨及び有りとしなかった理由を書面により通知する。

(3) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、契約職に対して競争参加資格がない旨の理由についての説明を求めることができる。書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。

(4) 契約職は、書面により競争参加資格がない旨の説明を求めた者に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(5) 本手続に不服がある者は、契約職に対して苦情の申立てを行うことができる。

5. 入札方法等

(1) 提出期限までに競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を提出しなかった者並びに競争参加資格無しの通知を受け取った者は、入札参加者として参加できない。

(2) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封緘のうえ商号又は名称、所在地、あて名及び業務名を記載し持参又は郵送等により提出すること。

また、第1回の入札に際し、内訳書・提案値添付フィールドに入札価格の内訳書・提案値を添付しなければ入札書を送信出来ないため、「入札書添付用書類」を日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成し、内訳書・提案値添付フィールドに添付すること（実際の内訳書を添付する必要は無い。）。

日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>入札心得又は見積心得に関する様式

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html

ファイル形式については、3. (3) のいずれかの形式で作成すること。ただし、紙入札による場合の提出は、「入札書添付用書類」を不要とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、入札において落札者の決定がない場合は、直前の入札における入札参加者との随意契約に移行する。随意契約に移行後の見積り合わせの回数は4回を限度とする。

6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除。
- (2) 契約保証金

納付（保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7. 開札

開札は電子入札システムにより行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

なお、紙入札方式による入札参加者で1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のないものが行った入札、競争参加資格申請書等に虚偽の記載をした者の入札、競争参加資格申請書等の提出のない者のした入札並びに日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて「1」に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

9. 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 総合評価の方法

① 技術点は、技術提案書の内容に応じ、下記の1)～4)の評価項目ごとに評価を行い、算出する。なお、技術点の最高点数は60点とし、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

1) 技術提案書に基づく業務への取組姿勢

2) 予定管理技術者の技術力（実績・成績・表彰・継続教育学習（CPD））

3) 主な予定担当技術者の技術力（実績・成績・表彰）

4) 企業の取組姿勢

	② 価格点は、以下の計算方法により算出する。 $\text{価格点} = 30\text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ なお、価格点の配分点は30点とし、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。
	③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる上記②の価格点の合計（評価値）をもって行う。
(3) 技術点を算出するための評価基準	
	① 技術提案書に基づく業務への取組姿勢 業務内容の理解度、実施方針、工程計画、組織計画及び照査計画の妥当性並びに入札公告に示す評価テーマに係る提案内容の妥当性・的確性、独創性を評価項目とする。なお、評価にあたっては、配置予定管理技術者にヒアリングを実施する場合がある。
	② 予定管理技術者の技術力 1) 過去5年間の業務実績（別紙1 ⑧ 又は ② の業務実績を適用する。） 2) 過去2年間の業務成績（日本下水道事業団の東西両本部の成績を考慮する。） 3) 過去2年間の表彰 4) 継続教育学習（CPD）
	③ 主な予定担当技術者の技術力 1) 過去5年間の業務実績（別紙1 ⑧ の業務実績を適用する。） 2) 過去2年間の業務成績（日本下水道事業団の東西両本部の成績を考慮する。） 3) 過去2年間の表彰
	④ 企業の取組姿勢 過去5年間に文書注意又は口頭注意の措置を受けている者の評価点を減じる。
10. 当該業務は、今後、日本下水道事業団が公告・公示する案件において管理技術者及び主な担当技術者（主な担当技術者は公示するプロポーザル方式案件の技術提案書の評価において）の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1,000万円未満の場合は、この限りではない。	
11. その他	
	(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
	(2) 入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（上記5.(4)ただし書きにより随意契約に移行する場合は日本下水道事業団随意契約見積心得）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（上記5.(4)ただし書きにより随意契約に移行する場合は日本下水道事業団随意契約見積心得）を遵守すること。
	(3) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を無効とするとともに、その者に対して指名停止を行うことがある。
	(4) 本業務に係る公募範囲（予定）の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）及び照査技術者を変更できない。 ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続き公募範囲(予定)対象業務の管理技術者としてすることができない。
	(5) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。 管理技術者、担当技術者及び照査技術者（以下、「配置技術者」という。）については、当該配置技術者の病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ない場合を除き変更することができない。なお、配置技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる要件を満たし、かつ、変更前の配置技術者と同等以上の技術者を配置しなければならない。（公告の範囲における随意契約についても同様とする。）
	(6) 担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）の補助者として副担当者を配置することができる。 副担当者の資格要件は、別紙に示す。

(7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約が保留された場合においては、低入札価格調査のために下記の資料を提出し、低入札価格調査に協力しなければならない。

- ① 当該価格で入札した理由、入札価格の内訳
- ② 業務実施体制の状況
- ③ 手持業務の状況
- ④ 配置予定技術者名簿
- ⑤ 過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者
- ⑥ 経営内容（財務諸表等）
- ⑦ 信用状態
- ⑧ その他必要な事項

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれや成果品の品質低下のおそれがあることから業務の遂行にあたっては社内照査を徹底させるとともに下記の内容を実施しなければならない。

- ① 進捗状況や検討状況を管理するために毎月末に業務管理レポートを提出
- ② 受注者が提出した実施工程表をもとに発注者（当該設計課長）が指示する時期に中間業務確認を受ける。

(8) 入札書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 本案件に引き続き随意契約がある場合の予定価格の積算については、今回入札の落札率が考慮される。

(10) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。

日本下水道事業団ホームページアドレス <http://www.jswa.go.jp/>

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

システム操作・接続確認等の問い合わせ先

・電子入札ヘルプデスク 電話番号 0570-021-777

対応時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時30分まで。

メールアドレス Sys-e-CydeenASPHelp@hitachijoho.com

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、担当部局へ連絡すること。

(12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

(13) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

(14) 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に入札公告（入札説明書）に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「指名停止措置についての通知書」を提出すること（地方公共団体名の表記が無い場合は提出不要）。